平成 25 年６月 19 日

各　　位

東京都港区虎ノ門四丁目１番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック　グローバル株式会社
代表取締役社長　　玉　井　信　光
（コード番号：8789 東証マザーズ）
問合せ先：取締役 執行役員 経営管理部長
鷲本　晴吾
電話番号：（03）5733-2121

訴訟の上告受理申立て不受理のお知らせ

当社は、平成 24 年３月７日付で丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）を相手方として上告受理申立てをしておりましたが、平成 25 年６月 14 日付で最高裁判所において、当該申立てを受理しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．上告受理申立ての不受理決定があった年月日及び裁判所
平成25年６月14日　最高裁判所　（決定書の送達日　平成25年６月17日）

２．決定内容
本件を上告審として受理しない。
申立費用は申立人の負担とする。

３．訴訟の経緯
齋藤栄功（株式会社アスクレピオス　元代表取締役）及び丸紅の当時の従業員並びに元従業員らが、丸紅の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取し、これが平成 20 年３月に発覚した一連の詐欺事件に関し、当社が丸紅及び齋藤栄功に対し損害賠償を請求した訴訟の東京高等裁判所の控訴審において、損害賠償請求の一部の支払いを命じた東京地方裁判所判決の当社の勝訴部分を取り消し、当社の請求を棄却する判決の言い渡しを受けております。
当社としてはこの控訴審判決は承服しがたいものであるため、更なる判断を仰ぐべく平成 24 年３月７日付で最高裁判所に対し上告受理申立てを行いましたが、上記のとおり平成 25 年６月 14 日に上告申立てを受理しない旨の決定がなされたものであります。

正反対の判決となった下級審其々の判決に対する法的評価も示されないままの、非常に残念な決定ではありますが、これ以上の法的手段はないため訴求を断念いたします。一方で、丸紅の当時の従業員及び元従業員らが係わった不祥事であるという事実は変わらず、法的責任とは別に、丸紅の道義的、社会的責任は依然として存在していると考えております。

４．業績への影響
当社の損害額は、既にに引当金計上済であり、かつ担保物の処分も済んでおりますので、本決定が業績に及ぼす影響は軽微であります。

以　　上